

市民農園の利用にあたって

～ルールを守り、お互い気持ちよく利用できるよう心がけましょう～

1. 次の行為は禁止します

- ・樹木、果樹等の永年性作物を栽培すること
- ・営利目的として作物を栽培すること
- ・建築物または工作物を設置すること
- ・利用区画を第三者に転貸すること



2. 利用上のルール

- ・利用に伴い生じるごみや除草した草等は焼却や区画外に捨てることはせず、必ず持ち帰ってください。
- ・周辺の道路に違法駐車をしてしないでください。
- ・自分の区画の耕作や管理はしっかりと行くと共に、隣接した通路や畦畔の除草も行いましょう。
- ・農薬や除草剤の使用は極力控えてください。やむを得ず使用する場合は周辺の利用者の承諾を得た上で使用してください。
- ・区画以外の場所に作物を植えたり、農業用資材や農機具などの私物を放置したりしないでください。
- ・穴は掘らないでください。
- ・水が不足する場合は各自でご用意ください。

3. 契約、利用料について

- ・契約期間は最大5年です。(年度途中で利用を開始した場合は、その年度の3月31日をもって1年とします。)
- ・利用料は年度ごとにお支払いください。
- ・契約期間の途中で解約する場合は、早めにお知らせください。
- ・契約期間の最終年度には越冬野菜の植え付け等にご注意いただき、3月31日までに除草及び耕起をして返還してください。期日までに原状に復していない場合は、原状に復するための費用を請求することがあります。

4. その他

- ・利用できる区画は1世帯1区画を原則としますが、空き区画がある場合は最大3区画まで利用することができます。ただし、市民農園は多くの市民に利用してもらうことを目的に運営を行っていることから、希望者多数の場合は、契約期間内であっても複数の区画を利用している方に区画の返還をお願いすることがあります。複数区画のうち、1区画は越冬野菜の植え付けを控える等、ご配慮をお願いします。
- ・地主の都合により、契約期間内でも閉園となる可能性があります。
- ・氏名、住所、連絡先に変更が生じた場合は速やかに担当までお知らせください。
- ・その他、詳細は市民農園利用契約書をご確認ください。